**スポーツ開放における感染防止対策チェックリスト**

**※利用者は以下の項目をご確認の上 □に✓をつけ必要事項を記入し、利用開始前に受付へ提出してください。**

**利用者の遵守事項**

□以下の事項に該当する場合は、利用を見合わせてください。

　　□体調がよくない場合（例：平熱を超える発熱・咳・咽頭痛・味覚や嗅覚異常などの症状がある場合）

　　□同居家族や身近な知人に体調がよくない方がいる場合

　　□過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

□利用者は、来校前に必ず体温を測ること

□マスクを持参すること（スポーツを行っていない際や会話をする際には、熱中症に注意してマスク着用）

□こまめな手洗い（30秒程度）、アルコール等による手指消毒を実施すること

□利用者がスポーツ用具を持参すること（やむを得ず共有する用具は、こまめに消毒すること）

□他の利用者等との距離（できるだけ２ｍ以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）

□利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと（近隣住民への音の配慮）

□感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと

**利用者が運動・スポーツを行う際の留意点**

□十分な距離を確保すること

　 □運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（できるだけ２ｍ以上）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）

　 □強度が高い運動・スポーツは、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること

□位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること

□運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことはせず、咳エチケットを守ること

□タオルの共用はしないこと

**※上記事項を遵守できない場合、使用停止等になる場合があります。**

上記の内容について確認しました 令和　　年　 　月　 　日

　　　　　　　　　　　　　 利用者氏名　　　　　　　　 電話番号

【参考】スポーツ庁　社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

大田区教育総務課　03-5744-1445